

本庄市建設工事に係る業務委託情報共有システム試行要領

令和7年2月25日

市長決裁

(目的)

第1条 本要領は、本庄市が発注する建設工事に係る設計（建築設計を含む。）、調査及び測量業務委託（地質調査業務を含む。）（以下「業務委託」という。）において、情報共有システムを試行するに当たり必要な事項を定め、業務履行中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

(1) 建築設計

本要領における建築設計とは、「埼玉県建築設計業務等積算基準」を準用して積算した業務委託をいう。

(2) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(3) 受注者

発注者と情報を相互に交換する立場にある技術管理者（管理技術者、現場技術者）を主に指す。なお、照査技術者等の関係者も業務情報の共有が可能である。

(4) 発注者

受注者と情報を相互に交換する立場にある監督職員を主に指す。なお、検査職員及び工事主管課の関係者も各種業務情報の共有が可能である。

(5) 帳票

本要領における帳票とは、本庄市建設工事監督要綱、本庄市建築設計業務委託監督要綱、本庄市土木設計業務等委託監督要綱及び本庄市建設工事委託業務検査要綱で規定する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「質問」、「報告」、「確認」等の行為に必要な打合せ記録簿及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる打合せ記録簿等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した打合せ記録簿等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、業務履行中においては打合せ記録簿等の変更履歴を記録し、業務完了後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「署名・押印」と同等の記録が各書類打合せ記

録簿に記録されている必要がある。

(6) LGWAN-ASP

ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）とは、インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいい、「LGWAN（総合行政ネットワーク）」という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介してのASPをいう。

(7) 遠隔臨場

本要領における遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」、「協議等」及び「検査」を行うことをいう。

（情報共有システムの対象）

第3条 本要領は、本庄市が発注する業務委託に適用することができる。実施に当たっては、別紙記載例を参考に特記仕様書へ記載のうえ、契約後に受発注者間の協議により決定とする。なお、利用しない場合の協議記録は必要としない。

2 情報共有システムを利用しない場合においても、電子メール等を活用した情報共有を妨げるものではなく、第4条、第7条に規定する電子データによるやり取り、納品を積極的に行うこと。ただし、業務において、電子メール等、情報共有システムを利用しない場合は情報共有システムの利用実績としない。

（対象とする帳票）

第4条 情報共有システムで対象とする帳票は、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表（業務委託）」を参考に受発注者間の協議により決定するものとする。

2 打合せ記録簿等については、各ベンダーで提供する様式で兼ねることができる。

（対象とする帳票の回議・承諾）

第5条 対象とする帳票の回議・承諾は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

2 情報共有システムは、最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用することで、回議・承諾しながら受発注者間で確認や書類修正が可能となるので、これら機能を積極的に活用すること。

（検査）

第6条 情報共有システムで処理した帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施に当たっては、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表（業務委託）」を参考に受発注者間の協議により決定するものとする。

2 検査に当たっては「埼玉県業務委託における遠隔検査の試行要領」に基づく

遠隔検査を活用することができる。

(検査後の帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った帳票一式は、業務完了時に電子媒体(CD-R等)で納品するとともに、受注者は検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能な状態にしておくこと。

(情報共有システムの選定)

第8条 本要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 「L G W A N - A S P」の使用を原則とするもの

(2) 国土交通省の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev 1. 5)」を満たすもの(国土交通省Webページ「情報共有システム提供者における機能要件(Rev 1. 5)対応状況一覧表」参照)。

(3) 第4条で定めた工事帳票について、埼玉県建設工事標準請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書及び埼玉県土木工事監督要綱等に基づく様式に対応可能なもの(対象様式は、様式の条番号、様式番号及び注意書きの内容又は有無、フォントの差異、罫線の種類については問わない。)

(4) L a n d X M L、I F C、S F C形式を表示する機能を有するもの(変換表示可)。

(5) 業務検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能なもの。

(6) 情報共有システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの。

2 使用する情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し、決定するものとする。なお、本協議に基づいて情報共有システムを利用する場合は、情報共有システムを用いて報告すること。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、次の各号に含まれる。なお、建築設計については、受注者から必要経費を証する資料が提出されて、契約金額の変更の求めがあった場合、必要経費に応じた金額を特別経費として積み上げ計上し、契約変更を行うものとする。

(1) 測量業務においては、測量業務積算基準の測量作業費の間接測量費に含まれる。

(2) 地質調査業務においては、地質調査業務積算基準の純調査費の業務管理費に含まれる。

(3) 設計業務等においては、土木設計業務積算基準の業務原価の間接原価に含まれる。

(遠隔臨場)

第10条 遠隔臨場の対象工事は、当面、受注者が希望する工事とし、情報共有システム等を活用して遠隔臨場を行うことを原則とする。なお、遠隔臨場の内容及び方法については、受発注者で協議し、定めるものとする。

2 遠隔臨場の利用に係る経費は、受発注者で協議し、定めるものとする。
(セキュリティ関係)

第11条 受発注者は、情報漏洩防止の観点からID・パスワードの管理の徹底、ウイルス対策の徹底、個人情報等機密情報の管理徹底、工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)等、情報セキュリティに関する基準、法令を遵守すること。

(その他)

第12条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務等の情報共有システムの活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日以降に公告又は通知を行う業務委託から適用する。
- 2 この要領の適用日以前に公告又は通知を行った業務委託及び契約済みの業務委託においても、受発注者間の協議により適用できる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(参考) 特記仕様書の記載例

(情報共有システム対象業務委託)	
第〇〇条	本業務委託は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム運用の対象業務委託である。ただし、業務委託の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。
2	業務委託の実施に当たっては、「本庄市建設工事に係る業務委託情報共有システム試行要領」に基づくものとする。

(参考) 公告文の記載例

記載欄	記載内容
1 入札対象工事 () その他	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによ

	って業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。
--	---------------------------------------